

日程第 7. 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長 宮城清政君 日程第 7. 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。まず、提出者の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。

南風原町告示第 6 号専決処分について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分をしました。1 月 26 日付での専決処分であります。記 1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 相手方は記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成 26 年 12 月 15 日午後 5 時ごろ。字津嘉山 690 番地、津嘉山公民館駐車場において職員が職務上運転する公用車で駐車場を出ようと車を後進させたところ、駐車中の相手方車両運転席側前方に接触し当該車両を損傷させたものであります。4. 損害賠償額 14 万 6,000 円です。次のページが事故発生状況時の略図となっています。お目とおしをお願いします。よろしくご審議方お願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 1 号 専決処分の報告については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。